

基本施策 2 人と人が支え合うまち

1 健康に暮らすまちをつくる

1-1. 自らの健康づくりの推進

■ 施策の目的

すべての住民が健康で元気に暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域・行政・医療機関などが連携・協力しながら、健康づくりが気軽に実践できる環境づくりを総合的に進めます。

■ 現状と課題

少子高齢化が急速に進行する中で、町民の健康に対する関心はますます高まってきており、一人ひとりの自主的な健康づくりを支援する環境の整備が求められています。

また、国においては生活習慣病予防の徹底を図るため、平成 20 年度から、メタボリック・シンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入し、医療保険者（町）に対して生活習慣病に関する健康診査及び保健指導の実施が義務づけられました。

本町では高齢者にかかる医療費が年々増加しており、一人当たりの医療費が非常に

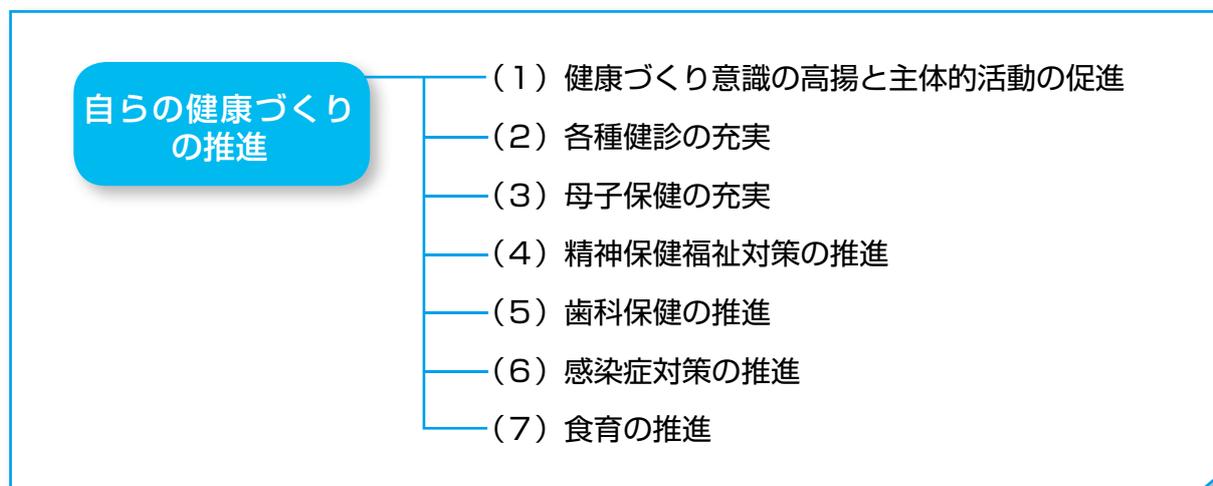


高い水準にあるなど、高齢者の健康対策は急務となっています。こうした中で、地域ケアサポートネットワーク事業をはじめ、健康診査、各種検診の受診率の向上に向けた取組みや生活習慣や食習慣についての教室など各種保健事業を展開しています。

また、核家族化の進行や女性の社会進出など母子を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、次世代を担う子どもの健全な育成や母親の育児不安の解消など、子育て支援のためのきめ細やかな対策が求められています。

さらに、保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスを提供するとともに、保育園・幼稚園・学校や職場など関係機関や地域と連携し、町民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実に努める必要があります。

■ 施策の体系



■ 主要な施策

(1) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

町民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。

また、健康づくりに関する自主組織の育成・支援に努め、健康づくり推進協議会や食生活推進会活動の活発化を通じて町民の主体的な健康づくりを促進します。

(2) 各種健診の充実

関係機関等と連携し、生活習慣病予防に向けた特定健診の実施をはじめ、がん検診等各種健診の充実を図ります。

また、特定保健指導の実施や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図ります。

主要死因別の死亡者数

【単位：人】

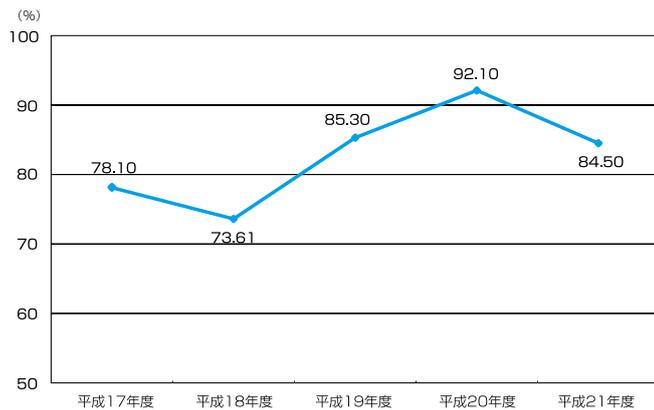
年次	総数	脳卒中 脳出血	がん	心臓疾患	気管支炎 肺炎	事故	糖尿病	肝硬変	高血圧症	全結核	その他
平成15年	188	22	59	25	23	8	2	4	0	1	44
平成16年	161	19	45	28	14	10	2	0	0	0	43
平成17年	189	23	56	20	23	9	2	1	4	2	49
平成18年	199	28	60	27	28	7	2	3	4	0	40
平成19年	218	29	54	23	21	16	2	7	1	0	65

資料：保健統計年報

(3) 母子保健の充実

妊娠期からの健康診査・個別指導をはじめ、母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、相談・指導体制など各事業の一層の充実に努めるとともに、関連部門が一体となって安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取組みます。

乳幼児健診受診率



資料：健康福祉課

(4) 精神保健福祉対策の推進

心の健康づくりに関する知識の普及を図るとともに、早期に相談機関を利用し適切なサービスが受けられるよう支援します。

また、関係機関との連携により、相談を受けやすい体制を整備し、社会復帰のための支援に努めます。

(5) 歯科保健の推進

歯科保健に関する町民の意識の高揚や成人歯科健診及び相談事業の実施並びに、乳幼児歯科健診の推進と保健指導の充実に努め、生涯を通じた歯の健康づくりを促進します。

(6) 感染症対策の推進

関係機関との連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及や予防接種の推進等による感染拡大防止体制の充実に努めます。

(7) 食育の推進

関連部門が一体となって、食育推進の4本柱（食のバランス、健康、地産地消と伝統料理、食文化と食環境と食の安全）に沿った各種施策を推進します。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
特定健康診査の受診率	%	31.6	65以上	65以上	
乳幼児健康診査受診率	%	84.5	▲	100	
精神保健に関する支援相談件数	件	51	▲	▲	精神保健に関する支援相談の充実
各種がん検診受診率	%	17.3	▲	50	

1-2. 地域医療体制の充実

■ 施策の目的

医療ニーズの高度化、多様化に対応し、地域で安心な医療が受けられるよう、医療機関と連携した医療体制の充実を図ります。

■ 現状と課題

近年の少子高齢化に伴う人口構造及び疾病構造の変化、就業・家族構造の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化に対応するため、安心・信頼の医療の確保と予防医療の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現、診療等の見直しを主眼とした抜本的改革が進められています。

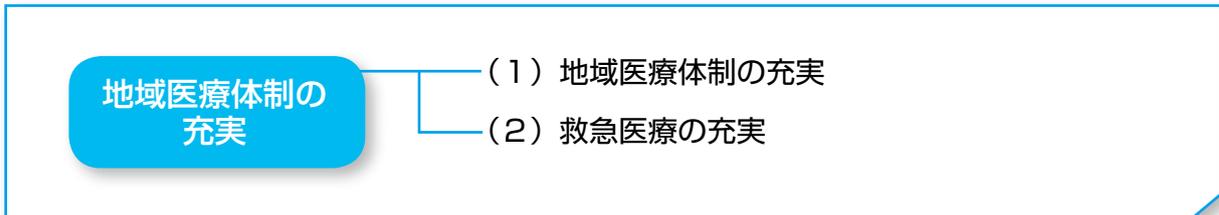


本町においては、近隣自治体との広域的連携のもと高度化・多様化する町民の医療ニーズに対応しています。

今後、高齢化の進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想され、救急医療体制の充実が求められています。

このため、町民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化や救急医療ニーズの増大に応えられるよう、地域医療体制の充実に努めるとともに、安定した医療サービスを提供するため、広域的に関係機関と連携・協力して救急医療体制の充実を図る必要があります。

■ 施策の体系



■ 主要な施策

(1) 地域医療体制の充実

近隣自治体との広域的連携、八女筑後医師会との連携のもと、医療体制の整備・充実を進めます。

広川町の医療施設数・病床数

【単位：院、床】

病 院		一 般 診 療 所			病 床 数	歯 科 診 療 所 数
施 設 数	病 床 数	施 設 数				
		総 数	有 床 診 療 所	無 床 診 療 所		
4	463	12	2	10	38	10

資料：平成 19 年度医療統計

(2) 救急医療の充実

関係機関と連携・協力して、救急時や休日・夜間などの救急医療体制の強化に努めます。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
町の医療体制について満足している人の率	%	37.4	↑	↑	アンケートで町の医療体制について満足していると答える町民割合（初期値は平成 21 年 8 月のアンケート調査結果）
かかりつけ医を持っている町民割合	%	—	↑	↑	かかりつけ医を持っている町民の割合（将来の把握）

2 支えあいを実感できるまちをつくる

2-1. 地域福祉の推進

■ 施策の目的

すべての住民が住み慣れた地域の中で安心して暮せる環境づくりに向けて、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携を強化するとともに、住民一人ひとりが地域とのつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合う地域社会を基盤とした福祉の推進に努めます。

■ 現状と課題

地域社会における支え合いの機能の希薄化や、家庭内での介護能力、扶養能力の低下などが指摘される中で、国では、措置する福祉から自立する福祉への方向転換を進めてきました。

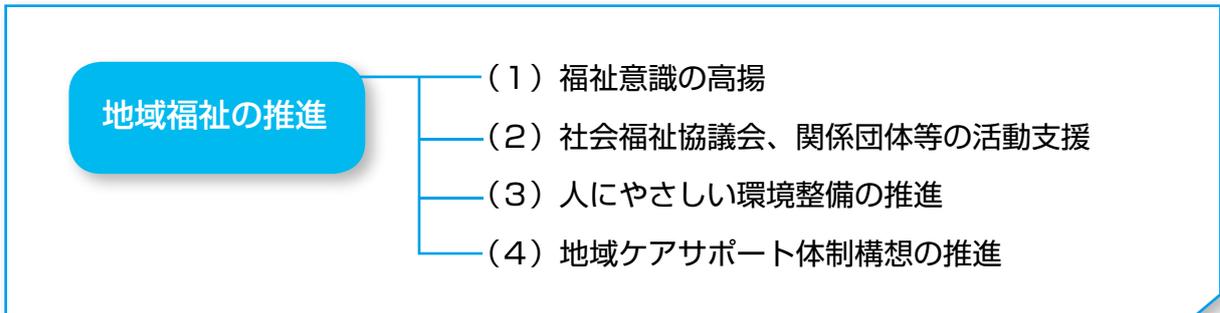
本町では、社会福祉協議会が地域の高齢者や障がい者等に対する幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生委員・児童委員、ボランティア団体等とが連携し、地域に密着した様々な活動を展開しています。

高齢者福祉に関しては、平成20年度より「地域ケアサポート事業」を開始し、高齢者の実態調査を経て、平成22年1月に、総合的な高齢者施策に関する提言をまとめた「地域ケアサポート体制構想」を策定しました。

地域ケアサポート体制構想の理念である「みんなで寄りあい、助けあい、学びあい、愛（あい）があふれる広川町」を実現するためには、構想に示された各施策に地道に取り組む必要があります。

今後も、少子高齢化の進展とともに援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれています。このため、より多くの人々が自主的に参画する住民主体の地域福祉体制を確立する必要があります。

■ 施策の体系



■ 主要な施策

(1) 福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉行事の開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施など町民の福祉意識の高揚に努めます。

(2) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員の活動充実、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。特に、福祉ボランティアやNPOの育成及びネットワーク化、身近な地域を基礎とした助け合い活動を支援します。

(3) 人にやさしい環境整備の推進

高齢者や障がい者等が利用しやすい施設整備や道路整備を進め、バリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

また、民間事業者との連携を図り、町民が利用する施設のバリアフリー化を呼びかけ、活動範囲の拡大に努めます。

(4) 地域ケアサポート体制構想の推進

地域ケアサポート体制構想に基づき、地域の公民館を利用したサロン活動の推進、住民主体の福祉活動の担い手育成、健康ウォーキングの推進、福祉教育の推進、医療・介護の事業者との連携など、総合的な施策に取り組んでいきます。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
町のバリアフリー化への取組み (公共施設などの段差解消、障がい者にも使いやすい施設の整備など)について満足している率	%	19.9			アンケートで町のバリアフリー化への取組み(公共施設などの段差解消、障がい者にも使いやすい施設の整備など)について満足している答える町民割合(初期値は平成21年8月のアンケート調査結果)
地域サロンの普及	箇所	3	15	30	
福祉教室参加者	人	26	200	400	

2-2. 高齢者福祉の推進

■ 施策の目的

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を充実するとともに、介護保険事業の充実に努め、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

■ 現状と課題

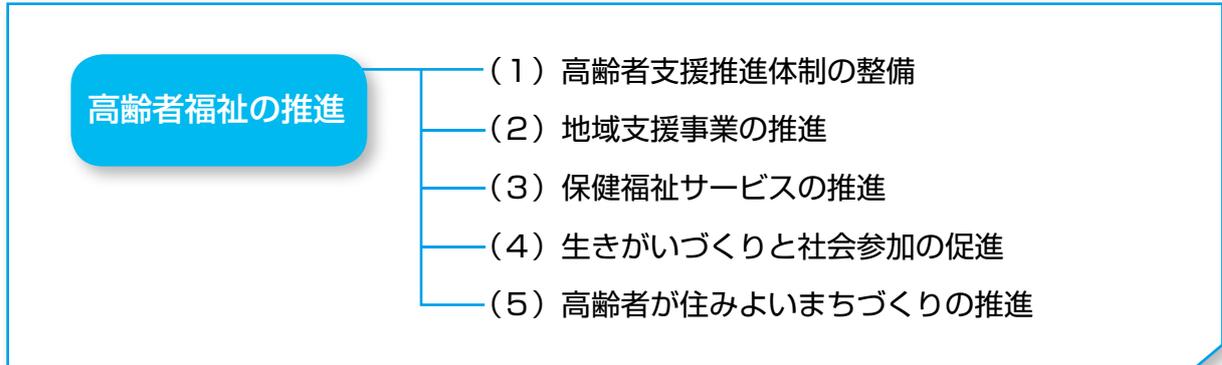
わが国では、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成27年頃には、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況をはるかに超えた高齢社会を迎えることが予想されています。

本町においても、徐々に高齢化が進行しており、寝たきりや認知症などによる介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、家族介護力の低下などが進んでいます。こうした中で、介護を要する高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者施策の充実は引き続き町全体の大きな課題となっています。

高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、在宅サービスの充実はもとより、要介護等の状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。

このため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画(福岡県介護保険広域連合作成)に基づき、介護予防を重視した施策を展開しているとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組んでいます。

■ 施策の体系



■ 主要な施策

(1) 高齢者支援推進体制の整備

高齢者福祉計画・介護保険事業計画（福岡県介護保険広域連合作成）に基づき、制度やサービスの周知はじめ、苦情への適切な対応、サービスの質の向上、総合的な推進体制の強化を図ります。

(2) 地域支援事業の推進

一般高齢者及び特定高齢者（要支援・要介護になるおそれのある高齢者）に対する介護予防策として、地域支援事業（介護予防事業、任意事業）を実施し、総合的な介護予防システムの定着を図ります。

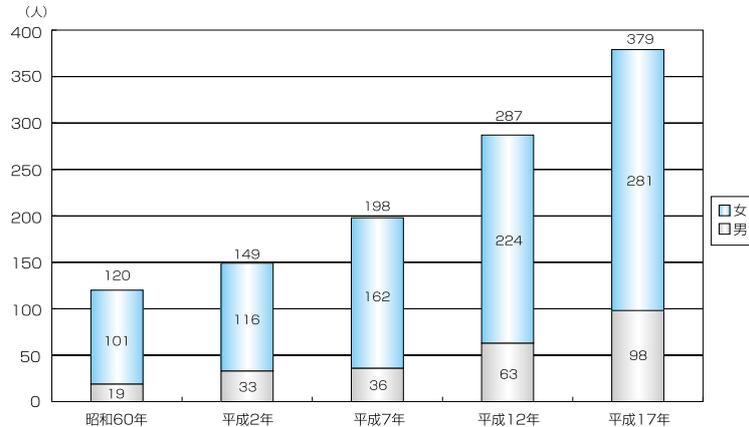
介護認定者数及び認定率

【単位：人】

年 度	認定率 (%)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成17年度	14.85	224		195	64	78	51	34	646
平成18年度	14.21	165	93	113	59	95	57	39	621
平成19年度	13.87	154	86	141	68	84	57	31	621
平成20年度	14.11	141	89	147	69	93	64	38	641
平成21年度	14.40	127	85	154	85	94	82	40	667

資料：健康福祉課

65歳以上の高齢単身者数



資料：国勢調査

(3) 保健福祉サービスの推進

高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関連部局の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談をはじめ各種保健サービスの充実を図ります。

(4) 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。

また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう就業、社会参加を促進します。

(5) 高齢者が住みよいまちづくりの推進

関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急通報システムの整備や地域での見守り活動など住み慣れた地域での生活を支援するなど高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
要介護認定率	%	14.4	→	→	
健康維持への取組みをしている高齢者割合	%	70.6	→	→	アンケートで日頃、健康増進のための取組み(運動や食生活の改善など)をしていると答える60歳以上の割合(初期値は平成21年8月のアンケート調査結果の60代・70以上の平均値)

2-3. 障がい者福祉の推進

■ 施策の目的

障がい者が地域社会の一員として自立した生活が出来るよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域で関わり合える社会環境づくりを推進します。

■ 現状と課題

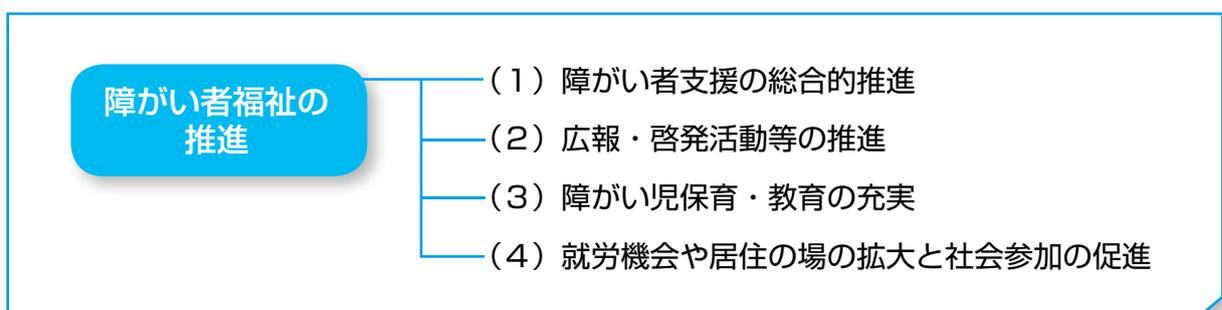
障がい者を取り巻く環境は、高齢化の急速な進行、障がいの重度化・重複化、家族形態の変化等に伴い大きく変化してきています。平成18年に障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として「障害者自立支援法」が成立し、これまでの措置による障がい者福祉から自立を支援する障がい者福祉へ転換しています。

本町では、現在、関係機関と連携しながら、手帳交付や各種相談、経済的支援をはじめ、障がい福祉サービスや障がいの予防と早期発見のための保健・医療サービスを実施しています。また、障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策など、地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるまちづくりを目指して多様な施策を推進しています。

しかし、障がい者数は高齢化の進展とともに増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進むなど、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。

このため、「障害者自立支援法」の制定とそれに伴う各種制度の改正を踏まえて「障害者基本計画」及び「障害福祉計画」に基づき、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのまちづくりなど、障がい者施策の総合的推進に努める必要があります。

■ 施策の体系



■ 主要な施策

(1) 障がい者支援の総合的推進

「障害者基本計画」及び「障害福祉計画」に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立のための訓練や就労の支援のための事業等に対する訓練等給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など、新たな事業体系に基づく障がい福祉サービスの提供を図ります。

(2) 広報・啓発活動等の推進

ノーマライゼーション（障がい者も健常者も分け隔てなく生活できるような環境を基本とすること）の理念に基づいたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動の推進に努めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう、住まい、働く場、活動の場への支援に努めます。

(3) 障がい児保育・教育の充実

障がい児保育や特別支援教育の充実に努め、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。

(4) 就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発に努めるとともに、福祉的就労機会の充実に努め、雇用と居住の場の拡大を図り、障がい者の社会参加を促進します。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
介護給付サービスの利用者数	人	44			居宅介護・短期入所・ケアホームなどの利用者数
訓練等給付サービスの利用者数	人	30			就労移行支援・自立訓練・グループホームなどの利用者数

2-4. 社会保障の充実

■ 施策の目的

すべての町民が健康で安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

■ 現状と課題

日本の医療は国民皆保険制度が導入され、医療の確保や健康の維持・増進に大きな役割を果たしていますが、医療技術の高度化や高齢化の進行等により医療費は増大し続け、その運営は極めて厳しい状況にあります。

国民健康保険一人あたりの医療費

【単位：千円】

年 度	一 般	一般（老人）	退 職	平 均	備 考
平成 17 年度	225	1,073	397	438	
平成 18 年度	231	1,056	391	437	
平成 19 年度	252	1,119	386	459	
平成 20 年度	283		416	292	後期高齢者 医療制度開始
平成 21 年度	302		329	304	

資料：住民環境課

このような中、国の医療制度改革が行われ、医療費の抑制に向け、平成 20 年度から、40 歳から 74 歳までの被保険者を対象とする特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられました。

本町では、保険税の収納率を向上させるために、積極的に徴収を実施しているとともに、医療費の抑制に向けた生活習慣病に重点を置いた保健事業の推進を行っています。また、特定健診等実施計画に基づき、特定健康診査の受診率 65% 以上を目指して健康増進に取り組んでいます。

さらに、乳幼児医療制度においては、就学前までの乳幼児に医療費を助成している県の取組みに上乘せし、小学 3 年生まで（入院のみ）助成を拡大しています。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要な不可欠な制度です。しかし、近年、年金離れが進む中で、制度に対する町民の理解をさらに深めていく必要があります。

■ 施策の体系

社会保障の充実

- (1) 国民健康保険事業の適正運営
- (2) 後期高齢者医療（長寿医療）制度の適正運営
- (3) 乳幼児・障がい者・ひとり親家庭等医療制度の運営
- (4) 国民年金制度の周知

■ 主要な施策

(1) 国民健康保険事業の適正運営

国民健康保険加入資格や退職被保険者資格の状況調査を行い、資格異動未届者に対して個別指導等を行うなど、被保険者資格の適正化に努めます。

また、広報・啓発活動や医療費通知等を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被保険者への指導等により適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。

さらに、医療費に見合う国民健康保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

加えて、特定健康診査・特定保健指導の推進をはじめ、関連部門が一体となって生活習慣病対策の強化を図るとともに、ジェネリック医薬品の普及促進に努めるなど、医療費の抑制に努めます。

(2) 後期高齢者医療（長寿医療）制度の適正運営

後期高齢者医療制度に対する理解や医療費に対する関心を高め、適性受診を促進し、医療費の適正化に努めます。

また、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、後期高齢者医療保険料の収納率の向上に努めます。

(3) 乳幼児・障がい者・ひとり親家庭等医療制度の運営

関係各課と連携を密にし、対象者の把握に努めるとともに、広報やホームページを活用して制度の周知を図ります。

(4) 国民年金制度の周知

広報・啓発活動の推進等により国民年金制度の周知を図るとともに、町民の年金受給権の確保のため、年金相談の充実を図り、制度への町民の理解と関心を高めていきます。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
国民健康保険被保険者の一人当たりの年間医療費	千円	304			
国民健康保険税の収納率	%	94.3			
後期高齢者医療保険料の収納率	%	99.4			

3 子育てを地域で支援するまちをつくる

3-1. 子育て支援の充実

■ 施策の目的

保育サービスの充実をはじめ、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに取り組むとともに、子育てに関する学習や交流を通じて家庭の育児能力を高めるよう努めます。

■ 現状と課題

わが国では、予想を上回る勢いで少子化が進んでおり、今後、少子化がさらに加速することが懸念されています。

本町においても、核家族化や共働き家庭の増加など、働き方や生活スタイルも変化しており、子育て支援を必要とする家庭も増加傾向にあります。これまで、保育所の体制整備とサービスの充実を図るとともに、子育て支援センターの拡充など育児相談や情報提供に努めています。また、児童の放課後の過ごし方、乳幼児・児童の医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、ひとり親家庭への支援など各種の子育て支援施策を推進してきました。さらに、親子で参加するプログラムの提供は子育て中の仲間づくりなど子育て環境の整備に役立っています。

子育て支援事業参加者数

【単位：人】

年 度	事業名			参加者数
	子育て広場	離乳食教室	子育て支援センター	
平成 17 年度	348	175	—	523
平成 18 年度	420	152	—	572
平成 19 年度	828	136	—	964
平成 20 年度	582	117	—	699
平成 21 年度	412	154	2,627	3,193

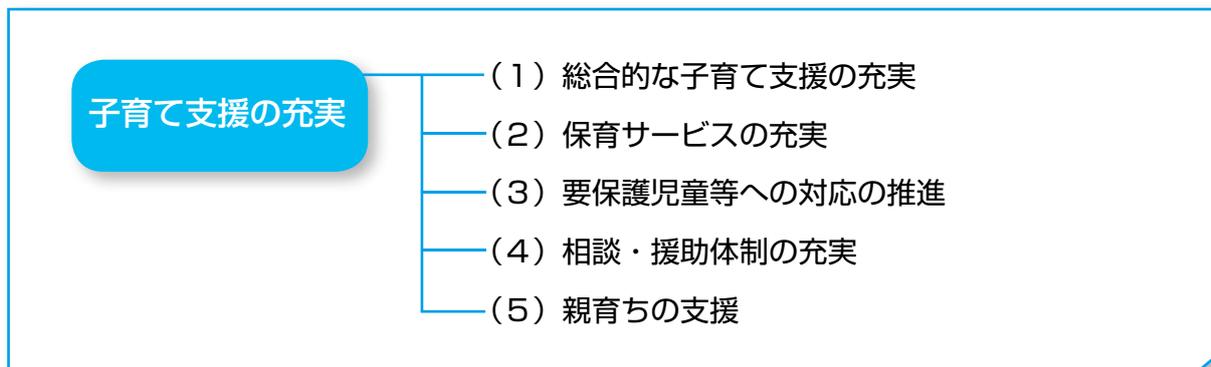
※子育て支援センター事業は平成 21 年 7 月より開始

資料：健康福祉課

保育所、幼稚園、学校の一層の連携強化をはじめ、児童福祉関連施設の整備のほか、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化など、従来の取組みに加えさらなる少子化対策、子育て支援を進めることが必要となっています。

このため、次世代育成支援行動計画に基づき、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

■ 施策の体系



■ 主要な施策

(1) 総合的な子育て支援の充実

次世代育成支援行動計画に基づき各種の施策を展開し、地域の実情や時代に即応できる施策を推進します。

(2) 保育サービスの充実

特別保育など多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実や施設等保育環境の改善に努めます。

(3) 要保護児童等への対応の推進

関係機関・団体との連携のもと、要保護児童を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取組みを推進します。

(4) 相談・援助体制の充実

育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、相談・援助体制を充実させた子育て支援センターの整備を図ります。

また、乳幼児医療費助成の充実に努めます。

(5) 親育ちの支援

親が育児を自立して行うことができるよう、育児相談や子育て中の仲間づくりなど子育て環境の整備に努めます。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
保育所への入所を待っている児童の数	人	20	↓	↓	待機児童の数(基準日10月1日)
子育て支援センター利用者数	人	2,627	↑	4,400	年間の子育て支援センターの利用者数(延べ数)